

第 4 3 号議案

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例（平成 2 7 年亀岡市条例第 2 9 号）の一部を改正する条
例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例（平成 2 7 年亀岡市条例第 2 9 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同
条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条
第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

- 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。